

令和 8 年 度

八 尾 市

地 下 水 質 測 定 計 画

八 尾 市

令和 8 年度八尾市地下水質測定計画

(目的)

この測定計画は、水質汚濁防止法第 15 条の規定により、八尾市内の地下水質を常時監視するために実施する水質等の測定について、測定地点、測定項目及び測定方法その他必要な事項を定めるものとする。

(調査の区分)

測定計画に基づく調査の区分は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

市域の全体的な地下水の水質の概況を把握するために実施する地下水の水質調査とする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水の水質調査とする。概況調査等の結果、調査井戸の周辺において汚染が発生している可能性があるかと判断される場合についても、原則として当該調査を実施することとする。

(3) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査等により確認された汚染地域について、継続的に監視を行うために実施する地下水の水質調査とする。

(測定地点)

測定地点は、下記のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 概況調査（別表－１、別図－１） | 3 地点 |
| (2) 継続監視調査（別表－２、別図－２） | 9 地点 |

(測定計画期間)

測定計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(測定項目)

測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 概況調査

ア．一般項目

気温、水温、pH、外観、透視度、臭気

イ．環境基準健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀 PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、 クロロエチレン（塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、ジクロロメタン、1,2-ジ クロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロ エチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、シマジン、 チオベンカルブ、チウラム、セレン、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒 素、1,4-ジオキサン （ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。）

(2) 汚染井戸周辺地区調査

環境基準健康項目のうち汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物等に該当する項目とする。

(3) 継続監視調査

一般項目及び測定地点ごとに別表－２に掲げる項目とする。

(測定回数)

測定回数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 概況調査 各測定地点において 1 回／年
- (2) 継続監視調査 各測定地点において 1 回／年

(測定方法)

測定方法及び報告下限値は、原則として別表－３のとおりとする。

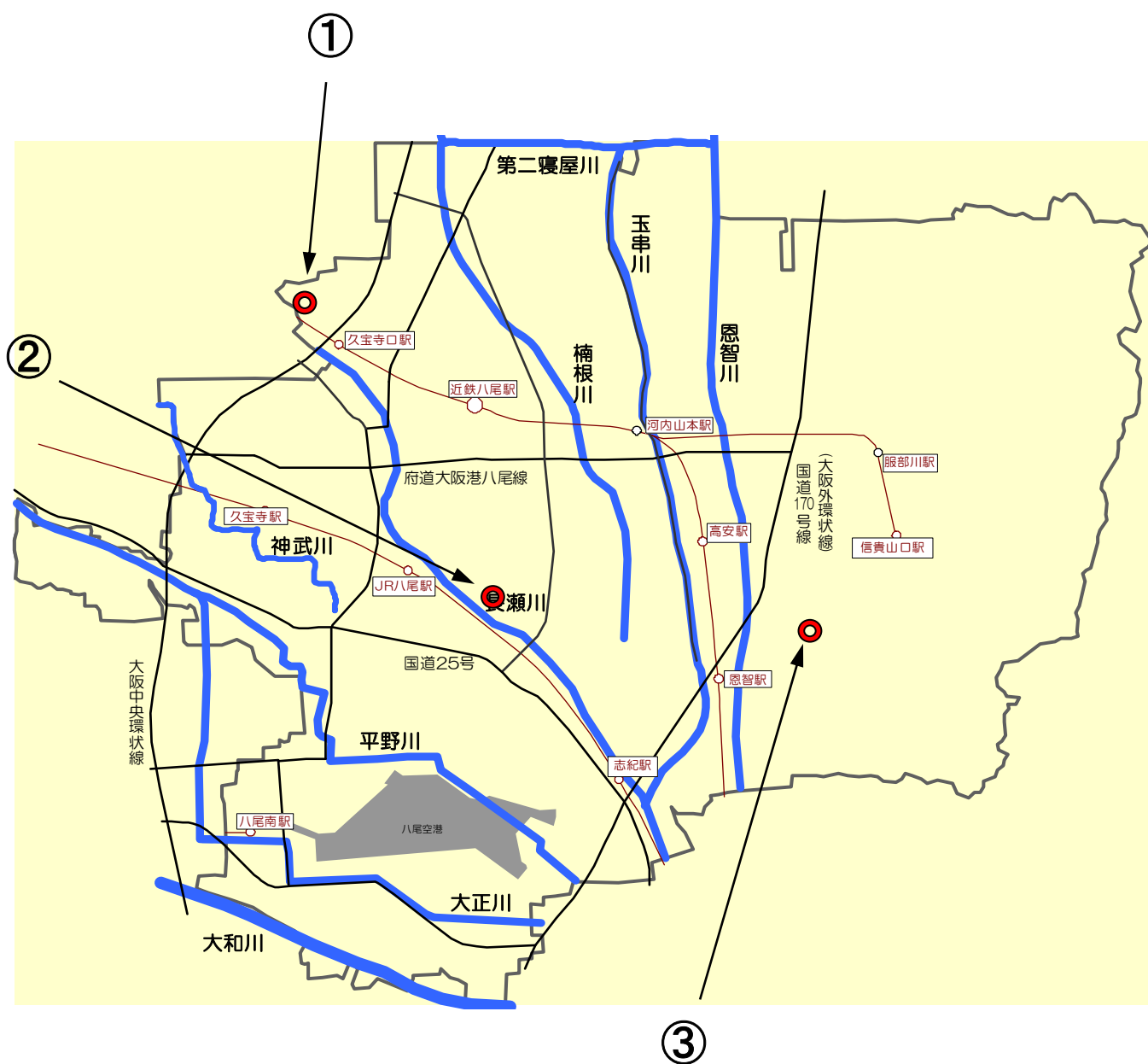
但し、汚染井戸周辺地区調査に係る報告下限値は「大阪府地下水質保全対策要領の運用」の値とする。

(試料の採取等)

- (1) 試料の採取については、井戸等の設置者に協力を求めるものとする。
- (2) 井戸の諸元（深度、用途等）については、できる限り把握するものとする。

(その他)

その他本計画に記載のない事項等については、大阪府及び測定機関等の関係機関と協議の上、定める。



別図－1 令和8年度八尾市地下水質測定地点（概況調査）

別表-1 令和8年度 八尾市地下水質測定計画(概況調査)一覧

地図中番号	大阪府測定計画番号	所在地	測定項目																											測定回数・測定月		
			一般項目	環境基準項目																												
				pH 水温 水温 外観 臭気 透視度	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン (塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	1，2－ジクロロエタン	1，1－ジクロロエチレン	1，2－ジクロロエチレン	1，1，1－トリクロロエタン	1，1，2－トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1，3－ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素	ほう素
1	54	久宝園	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回 11月
2	55	安中町		○	○	○	○	○	○	※	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回 11月
3	56	恩智中町	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回 11月

※アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。

別表-2 令和8年度 八尾市地下水質測定計画(継続監視調査)一覽

[illegible]

別表-3 測定方法、環境基準値等一覧表

区分	測定項目	測定方法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
環境基準項目	カドミウム	JIS K 0102-3 14.3	0.003 以下	0.0003
		JIS K 0102-3 14.4		
		JIS K 0102-3 14.5		
	全シアン	JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.4	検出されないこと	0.1
		JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.5		
		JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない) 昭和40年12月28日付け環境庁告示第59号付表(以下「告示付表」という。)の7(蒸留操作は装置にて行ない)		
	鉛	JIS K 0102-3 13.2	0.01 以下	0.005
		JIS K 0102-3 13.3		
		JIS K 0102-3 13.4		
		JIS K 0102-3 13.5		
	六価クロム ^(※1)	JIS K 0102-3 24.3.1	0.02 以下	0.01
		JIS K 0102-3 24.3.2		
		JIS K 0102-3 24.3.4		
		JIS K 0102-3 24.3.5		
		JIS K 0102-3 24.3.6		
	砒素	JIS K 0102-3 20.3	0.01 以下	0.005
		JIS K 0102-3 20.4		
		JIS K 0102-3 20.5		
	総水銀	告示付表2	0.0005 以下	0.0005
	アルキル水銀	告示付表3	検出されないこと	0.0005
	P C B	告示付表4	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1	0.02 以下	0.002
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.2		
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1	0.002 以下	0.0002
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
		JIS K 0125 5.4.1		
		JIS K 0125 5.5		
	クロロエチレン(塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	平成9年3月13日付け環境庁告示第10号付表	0.002 以下	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1	0.004 以下	0.0004
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
		JIS K 0125 5.3.2		
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1	0.1 以下	0.002
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.2		
	1,2-ジクロロエチレン	シス体：同上	シス体トランス体の和が 0.04 以下	シス体 0.002
		トランス体：JIS K 0125 5.1		トランス体 0.002
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1	1 以下	0.0005
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
		JIS K 0125 5.4.1		
		JIS K 0125 5.5		
	1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.006 以下	0.0006
	トリクロロエチレン	同上	0.01 以下	0.001
	テトラクロロエチレン	同上	0.01 以下	0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1	0.002 以下	0.0002
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
	チウラム	告示付表5	0.006 以下	0.0006
	シマジン	告示付表6の第1	0.003 以下	0.0003
		告示付表6の第2		
	チオベンカルブ	同上	0.02 以下	0.002
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1	0.01 以下	0.001
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.2		
	セレン	JIS K 0102-3 26.2	0.01 以下	0.002
		JIS K 0102-3 26.3		
		JIS K 0102-3 26.4		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素：JIS K 0102-2 15.3	10 以下	0.08
		JIS K 0102-2 15.4		
		JIS K 0102-2 15.6		
		JIS K 0102-2 15.7		
		JIS K 0102-2 15.8		
		亜硝酸性窒素：JIS K 0102-2 14.2		
		JIS K 0102-2 14.3		
		JIS K 0102-2 14.4		
	ふっ素	JIS K 0102-2 5.2及び5.3	0.8 以下	0.08
		JIS K 0102-2 5.2及び5.4 ^(※2)		
		JIS K 0102-2 5.2 ^(※3) 及び5.5		
	ほう素	JIS K 0102-3 5.2	1 以下	0.02
		JIS K 0102-3 5.5		
		JIS K 0102-3 5.6		
	1,4-ジオキサン	告示付表7の第1	0.05 以下	0.005
		告示付表7の第2		
		告示付表7の第3		

(注1)桁数については有効数字2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。

(注2)報告下限値の桁を下回る桁についても切り捨てる。

(注3)硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102-2 15.3、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K 0102-2 14により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和を求めた後に、上記(注2)及び(注3)の桁数処理を行う。ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

(※1)六価クロムの測定方法において、次の1から3に掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。

1:24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。

2:24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合、2に定めるところによるほか、JIS K 0170-7の7a)又はb)に定める操作を行うこと。

(※2)妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、JIS K 0170-6の図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。

(※3)JIS K 0102-2 5.2(注(6)第三文を除く。)に定める方法

(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)